

集合場所MAP

地図中の赤丸はツアーの集合場所、番号は冬・春の各ツアー番号です。



ACCESS INFORMATION



東京方面から

- 【車利用の場合】**
 - ▶ 関越・上信越自動車道…長野IC…R19…白馬・長野オリンピック道路(県道31号・33号)…白馬(所要約4時間)
 - ▶ 中央自動車道…岡谷JCT…長野自動車道…安曇野IC…北アルプスパノラマロード…白馬(所要約4時間)
- 【電車利用の場合】**
 - ▶ 東京駅…長野新幹線…長野駅…特急バス…白馬(所要約2時間40分)
 - ▶ 新宿駅…中央線特急あずさ…松本駅…大糸線…白馬駅(所要約3時間40分)
- 【高速バス利用の場合】**
 - ▶ 新宿駅西口…白馬(所要約4時間30分)

大阪・名古屋方面から

- 【車利用の場合】**
 - ▶ 名神・中央自動車道…岡谷JCT…長野自動車道…安曇野IC…北アルプスパノラマロード…白馬(大阪から所要約5時間30分、名古屋から所要約3時間30分)
- 【電車利用の場合】**
 - ▶ 大阪駅…新幹線…名古屋駅…中央線特急しなの…松本駅…大糸線…白馬駅(大阪から所要約4時間40分、名古屋から所要約3時間40分)

北陸方面から

- 【車利用の場合】**
 - ▶ 金沢…北陸自動車道…糸川IC…R148…白馬(所要約2時間30分)
 - ▶ 富山…北陸自動車道…糸川IC…R148…白馬(所要約1時間45分)
- 【電車利用の場合】**
 - ▶ 金沢駅…北陸本線特急…糸川川駅…大糸線…南小谷駅(乗り換え)…白馬駅(所要約3~4時間)
 - ▶ 富山駅…北陸本線…糸川川駅…大糸線…南小谷駅(乗り換え)…白馬駅(所要約3~4時間)

ご旅行条件書(要旨)

この旅行は、一般社団法人白馬村観光局(以下「当局」という)が主催するものであり、この旅行に参加されるお客様と当局との旅行契約は各コースに記載されている条件のほかに下記の旅行条件及び当局が定める旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

●旅行のお申し込み及び契約の成立

- 1) 所定の申込金または旅行代金の金額をご持参の上、取扱代理店または当局へお申し込み下さい。また電話、FAX等で申し込みの場合はご案内に記載された期日までに旅行代金の金額をお支払い下さい。旅行契約の成立はご入金いただいたときに成立いたします。
- 2) 申込金は総額の20%以上とします。残金は旅行出発の日の15日前までにお支払い下さい。旅行出発の14日前を過ぎたお申し込みの場合は旅行代金の全額をお支払い下さい。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に記載された交通費、宿泊費、食事代、イベント費、消費税等諸税、企画費が含まれております。

●取消料

1) お客様はいつでも次に定める取消料をお支払いいただいて旅行契約を解消することが出来ます。取消及び変更に係る受付時間は当局の営業時間内となります。

旅行開始日の前日から起算して	取消料
20日前～8日前の解除	旅行代金の 20%
7日前～2日前の解除	旅行代金の 30%
前日の解除	旅行代金の 40%
当日の解除	旅行代金の 50%
無連絡の不参加・旅行開始後の解除	旅行代金の100%

旅行開始前日および後日の宿泊をお申し込みの場合	取消料
宿泊日の前日から起算して	取消料
3日前～前日の解除	宿泊代金の 20%
当日の解除	宿泊代金の 50%
無連絡の不参加・旅行開始後の解除	宿泊代金の100%

お客様のご都合ですでお申し込みのコースや出発日を取消され、新たにお申し込みになる場合、またお申し込み人数の一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお一人様につき取消料の対象となります。

●旅行内容・旅行代金の変更

1) 当局は、天災地変、暴動、官公署の命令、遅延、宿泊機関等のサービスの中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、その他当局の関与し得ない事由により旅行内容や旅行代金を変更することがあります。

お申込みのご案内(必ずお読みください)

2) お申し込みいただいた人数の一部が取消される場合は契約条件の変更となり、実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのでご了承下さい。なお、詳しくはお問い合わせ下さい。

●当局の責任及び免責事項

1) 当局は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当局の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当局に対して通知があったときに限り、手荷物の損害については、14日以内に通知があった場合に限り、お一人様15万円を限度として賠償します。

2) 当局はお客様が次に列示する事由により損害を被られたときは責任を負いません。

- ① 天災地変、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④ 自由行動中の事故
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞滞在時間の短縮

●添乗員等

添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

●旅行の取りやめ

- 1) お申し込み人員が各コースに記載した最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめるときがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算して13日前(日帰り旅行は3日前)までに旅行を中止する旨を通知します。
- 2) 特に記載がないコースの最少催行人員は2名となります。

●お客様の責任

お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当局の規定に反する行為により当局が損害を被った場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

●特別補償

当局は、当局の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところにより、お客様がご旅行中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、賠償金および見舞金をお支払いいたします。ただし、その損害が疫病、お客様の故意、酒酔い運転または危険な運転中の事故によるものであるときは、当局は上記の補償金および見舞金をお支払いいたしません。

●旅程補償

1) 当局は、パンフレットに記載した契約内容の内、次のような重要な変更が生じた場合は旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた変更補償金をお支払い

いたします。ただし、募集型企画旅行につき15%を上限とし、また補償金額が1,000円未満の時はお支払いいたしません。なお当局はお客様との同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに代え、これと相応の物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- ① 旅行開始日または旅行終了日の変更
- ② 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地の変更
- ③ 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
- ④ 運送機関の種類または会社名の変更
- ⑤ 宿泊機関の種類または名称の変更
- ⑥ 宿泊機関の客室の種類、設備または景観の変更

2) 次に掲げる変更の場合は、変更補償金のお支払いはいたしません。ただし、次の⑤、⑥の事由がオーバーブッキングによる場合は同補償金をお支払いいたします。

- ① 旅行日程に支障をもらす悪天候、天災地変
- ② 騒乱
- ③ 暴動
- ④ 官公署の命令
- ⑤ 欠航、休業等遅延・宿泊機関等のサービスの停止
- ⑥ 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦ 旅行参加者の生命または身体安全確保のために必要な処置

3) 上記1)に掲げる重要な変更であっても、クーポン類または最終旅程表に記載した内容からパンフレットに記載した範囲内の変更である場合は、同補償金をお支払いいたしません。

●その他

- 1) その他この旅行条件によるほか、当局募集型企画旅行契約約款の定めるところによります。
- 2) 当局は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 3) このパンフレットは2014年10月1日現在を基準としております。

個人情報の取扱について

- 1) 当局および受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この当局および受託旅行業者では、[1] 当局の商品やサービス、キャンペーン等のご案内、[2] 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、[3] 各種アンケートのお願い、[4] 特典サービス提供等にお客様の個人情報を活用させていただきます。ご同意をいただいております。
- 2) 当局は、当局が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。当局は、営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。



お問い合わせ・お申し込み 長野県知事登録旅行業 第2-471号 営業時間 8:30～17:30

白馬村観光局

〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村北城7025

TEL.0261-72-7100 FAX.0261-72-6311

<http://www.vill.hakuba.nagano.jp/>